

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 28 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 木	祥 一
岐阜県監査委員	南	圭 一
岐阜県監査委員	安 田	典 子

I 令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和4年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	71	68	3	0
指導事項	104	101	3	0
検討事項	1	1	0	0
計	176	170	6	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年4月5日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和4年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
中央家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所冷暖房装置等空調設備他の保守点検業務委託の契約事務において、競争入札に係る予定価格の算定に当たり、当該業務のうちガスヒートポンプエアコン年2回点検清掃業務の設計金額を1,008,000円とすべきところ、誤って1,080,000円としていたため、予定価格が過大なものとなっており、契約金額及び支出額が適正に算定した場合の予定価格に比べ過大なものとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該契約にかかる適正に算定した場合の予定価格と契約金額との差額について、当該契約の予定価格は当方が誤って計算したものであり、契約金額は執行できる予算の範囲内であったこと、また予定価格の積算過程で誤りはしたものの著しい不注意とまでは言えないため、当該設計実施職員に対し、適正な予定価格算定の徹底や再発防止について指導した。 また、契約の相手方は予定価格を知り得ず、相手方が行った入札手続きにも瑕疵はないことから、返還を求めないこととした。 なお、同様の契約事務についても錯

	<p>誤等の有無の再確認を実施した結果、問題がないことを確認した。</p> <p>今後は、予定価格の根拠となる設計金額の計算が適正であることを、事前に複数人で確認することで、再発防止に努める。</p>
--	--

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、公用車が損傷（修繕料相当額66,000円（当該車両の更新を令和4年度に予定していたため未修理））していた。</p> <p>また、別の公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として59,885円の費用負担が発生するとともに、修繕料68,060円（うち相手方負担分47,642円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員には所属長から、一層の安全運転と安全確認の徹底について注意・指導を行った。</p> <p>また、課長会議にて、交通ルールの順守や、事故事例等の交通事故防止にかかる情報提供を行い、職員のより一層の交通安全意識の向上に努めたほか、職場研修においても、「岐阜県職員コンプライアンスハンドブック」の「Ⅶ 交通法規の遵守」等を使用し、交通ルールの順守、安全運転の徹底を図った。</p> <p>今後も様々な機会を通じて、継続的な注意喚起を行い、交通事故防止に努める。</p> <p>さらに、運転者だけでなく、同乗者に対しても、運転者の安全運転の補助を徹底するよう、すべての公用車の車内に、後部座席からも見えるよう、「同乗者は運転者の安全運転の補助を！」「後部座席も必ずシートベルトを着用！」のポップによる啓発を行い、同乗者の安全運転の補助に対する意識の向上、徹底を図った。</p>

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
恵那県事務所	<p>「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金の交付事務において、補助事業者は、補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合、あらかじめ事業変更等承認申請書を提出し、知事の承認を受ける必要があるとされている。</p>	<p>事業の進捗把握及び事業者への説明指導が不十分であったため変更申請書の提出が遅れ、事前処理ができていなかったところであるが、処理を進めるにあたり補助金の事務手続の認識が不十分で、事業開始前の日付で提出させることで良いものと考え処</p>

	<p>るにもかかわらず、当該手続を行わないまま、事業計画にない事業に着手していた。恵那県事務所は、令和3年11月9日に当該事実を把握した後、補助事業者に対して、当該事業を事業計画に加える趣旨の事業変更等承認申請書を、当該事業に着手した令和3年5月10日以前の日付で提出するよう指示していた。そして、補助事業者から令和3年11月15日に提出された令和3年5月7日付けの同申請書を、令和3年5月7日に承認したこととして、補助金を交付しており、不適正な手続により事務処理が行われていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい</p>	<p>理を行ったものであった。</p> <p>事業計画にない事業を行った事業者にも課題はあるものの、改めて事業変更後の内容を精査し、総額変更や対象外経費はなく事業実施について誤りはないことを確認したこと、手続の不備について、担当者の要綱等の理解・説明不足により、要綱等に基づく適切な措置を求めていなかったことから、返還等の手続は必要ないと判断した。</p> <p>今後は、事業者に対し十分な説明を行うとともに、事業開始や進捗の報告を逐次求めるなど、事業状況を確認する体制を整え、随時適正な処理を実施し再発防止に努める。</p>
--	---	---

監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜関ヶ原古戦場記念館	<p>岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託に係る契約事務において、公募型プロポーザル方式により長期継続契約を締結している。長期継続契約では、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を公募要領や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、相手方を選定し、契約が締結されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、委託業務先と対応策を協議・検討していたところ、契約の最終年度である令和5年度当初予算が成立したことから予算減額等の懸念がなくなり、現行契約でも支障は生じないことを確認した。</p> <p>また、会計事務担当者に対しては、通知に基づく適正な事務処理を行うよう指導した。さらに、館内の会議においても共有を図ることで、館内全体でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務所	<p>建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務の契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>契約情報の公表が行われていなかった案件については、速やかに公表を行った。</p> <p>今後は、契約情報の公表（公共事業執行支援システムにおけるデータ転送</p>

	<p>1 公共道路改築主要地方道岐阜美山線舗装工事他1件について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかった。</p> <p>2 公共道路メンテナンス補助金華山トンネル他点検業務他1件について、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかった。</p>	<p>処理）を行う必要があることを関係職員に徹底するとともに、契約後は、複数の職員により契約情報の公表を確認することで適正な事務処理に努める。</p>
--	---	---

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
恵那県事務所	<p>恵那総合庁舎恵那保健所個別空調設置工事の契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>契約情報の公表が行われていなかった工事案件1件について、速やかに公表措置を行った。</p> <p>今後は、公表の対象となる工事案件を実施する場合は、担当職員間で情報共有するとともに、契約後は複数の職員で公表済みであることを確認するよう、チェック体制を強化することで再発防止に努める。</p>